

京都市告示第 497 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 21 年 3 月 17 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類                      市 道

供用開始の期日                告示の日

路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
外環状線	宇治市六地藏奈良町72番地の32地先から 同町16番地地先まで	旧	メートル 56.60	メートル 14.75 ~ 15.10
		新	56.60	20.00 ~ 27.50
梅津緯54線	右京区梅津大繩場町6番地の11地先内	旧	60.70	12.00 ~ 12.02
		新	60.70	12.02 ~ 13.52
松尾山田経57線	西京区山田平尾町27番地の20地先内	旧	4.20	2.73 ~ 6.00
		新	4.20	2.73 ~ 6.00
六地藏竹田線	伏見区深草大亀谷大山町9番地の6地先から 同町8番地の1地先まで	旧	36.60	5.30 ~ 5.60
		新	36.60	6.03 ~ 6.05

(建設局土木管理部道路明示課)